

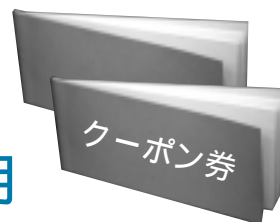


# 秋田市独自の子育て支援 在宅の子育て家庭にクーポン券

対象

平成17年4月1日以前生まれで、  
保育所(園)や幼稚園に入所(園)してい  
ない、就学前のお子さんのいる世帯

## クーポン券で 子育て支援の サービスを利用



ふだん、おうちで子育てをがんばっている家庭へ、  
クーポン券をプレゼントします。

クーポン券は、対象となるお子さん1人につき1セ  
ット配付。1セット12枚綴りで、クーポン券1枚が  
500円相当です。下の3つのプランの中から好きな  
サービスにご利用ください。

### わんぱくキッズの おでかけプラン



親子で出かける日帰り遠足プランです。小学校区  
ごとに、貸切バスを運行します。  
親子1組でクーポン券4枚が必要です。

### 在宅ママ・パパの ゆっくりプラン



認可保育所や認定保育施設、ファミリ  
ー・サポート・センターなどでの一時  
保育サービスに利用できます。  
クーポン券1枚が1時間分です。

### 親子の絵本プラン

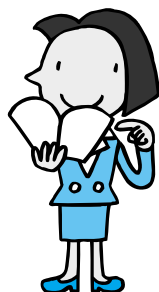
秋田市の図書館司書がおすすめする  
絵本の中から、好きな本を購入で  
きます。



「しろくまちゃんのほっとけーき」  
わかやまけん こくま社  
「くだもの」平山和子 福音館書店

## 詳しくは9月1日号で！

絵本のリストなど、プランの詳しい内容につい  
ては、広報あきた9月1日号でお知らせします。  
クーポン券をもらうための手続きは、9月9日  
(金)から児童家庭課、子ども未来センター、支所  
などで受け付ける予定です。



# 新・在宅子育てサポ ート事業 より多くの 子育て家庭を 支援します すこやか子育て支援制度

県の「すこやか子育て支援制度」が  
見直しになり、8月1日から、より多  
くの子育て家庭を対象とした支援制度  
へと変わります。

また、この制度の導入を機に、秋田  
市独自の施策として、在宅で子育てを  
している世帯を対象に「在宅子育てサ  
ポート事業」をスタートします。

市では、これらの事業を実施するた  
め、この7月定例会市議会に1億5,973  
万5千円の補正予算を計上しました。

#### 問い合わせ

児童家庭課(福祉棟2階)  
tel(8 6 6)2 0 9 4  
ファクス(8 6 6)2 4 6 5  
ホームページ  
[http://www.city.akita.akita.jp/city/  
wf/ch/default.htm](http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/ch/default.htm)

# 0歳児に月1万円を給付 1歳以上児の保育料を助成

## すこやか子育て支援制度には 所得制限があります

まずは「福祉医療費受給者証」  
を見てみましょう

制度に該当するかどうかを簡単にチェックする方法として、福祉医療費受給者証の「対象区分及び負担者番号」の欄をご確認ください。上2ケタが下記の数字のかたが対象となりますので、申請してください。

ここを  
チェック！



73、74、75、76

### 所得基準額表

扶養人数	所得基準額
0人	267万2千円
1人	305万2千円
2人	343万2千円
3人	381万2千円

\*扶養人数が1人増すごとに、所得基準額に38万円が加算されます。

平成17年度の市・県民税通知書にある「総所得額」(平成16年中の所得)から、社会保険料控除一律8万円、医療費控除、雑損控除額等を控除した額が、上表の基準額を超える場合は該当しません。



## 申請手続きは8月1日(月)から受け付け

申請は8月1日(月)から下記の窓口で受け付けます。受付窓口にある「申請書」に「福祉医療費受給者証の写し」を添えて、申請してください。

### 保育料助成の受付場所

認可保育所 / へき地保育所 / 認定・認可外保育施設

各保育所(園)  
児童家庭課

### 0歳児 養育支援金 受付場所

児童家庭課 障害福祉課 土崎支所 新屋支所  
市民サービスセンター(アルヴェ1階) 河辺市民センター  
岩見三内連絡所 雄和市民センター 大正寺連絡所

### 対象

平成17年4月2日以降生まれのお子さん  
平成17年4月1日以前生まれで、  
保育所(園)や幼稚園に入所(園)しているお子さん

これまで、「第3子以降」と「第1子の0歳児」のお子さんを対象に、保育料を全額助成してきましたが、8月1日からは、出生順位にかかわらず、「0歳児」には月1万円の養育支援金を給付、「1歳以上児」には保育料の一部を助成します。ただし、どちらも一定の所得制限を設けます(左参照)。

なお、誕生日や出生順位によって経過措置や特例措置を設けていますので、下の図をご覧ください。

### 新制度での対象児童別助成状況

出生順位	生年月日	0歳	1歳	就学
第1子	H17.4.1以前	★保育料全額助成	保育料1/4助成	
	H17.4.2~18.4.1	★保育料全額助成 または 支援金(月1万円)	保育料半額助成	
	H18.4.2以降	支援金(月1万円)	保育料半額助成	
第2子	H17.4.1以前		保育料1/4助成	
	H17.4.2~18.4.1	支援金(月1万円)	保育料半額助成	
	H18.4.2以降	支援金(月1万円)	保育料半額助成	
第3子以降	H17.4.1以前		★保育料全額助成	
	H17.4.2~18.4.1	★保育料全額助成 または 支援金(月1万円)	★保育料全額助成	
	H18.4.2以降	支援金(月1万円)	保育料半額助成	

第1子と第3子以降の平成17年4月2日から18年4月1日生まれのお子さんは、「保育料全額助成」か「支援金給付」のどちらか1つを選択してください。経過措置として実施する マークの部分のみ、所得制限はありません。

これまでのすこやか子育て支援制度を利用しているかたは、あらためて申請する必要はありませんが、0歳児養育支援金に切り替えるかたは申請が必要です。

へき地保育所、認定・認可外保育施設の保育料の助成金、0歳児養育支援金は、申請者の口座に振り込みます。振り込み時期などは、申請時にお知らせします。